

# 令和5年度第4回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年7月25日(火)午前9時32分から午前10時30分

2. 開催場所 府中市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 10人

2番	坂永年弘	3番	野津田はるみ	4番	田中智文
5番	小森山仁司	6番	瀬尾 毅	7番	木戸安江
8番	末宗龍司	9番	古城竹吉	10番	竹内茂樹
11番	小寺 旭				

推1番	居神友久	推3番	上門三義	推4番	濱保敬志
推5番	向田定男	推6番	横山寿人	推7番	大野 宏
推9番	井上安人	推10番	加納 巧	推11番	神田純治
推12番	檜崎 登				

4. 欠席委員 1番 秋山 剛

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第21号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第9号 農地法第4条の規定による届出について

報告第10号 農地法第5条の規定による届出について

報告第11号 農地転用（農業用施設）届出書について

第5 その他

(1) 8月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和5年度第4回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は1番 秋山委員です。定数に達しておりますので、令和5年度第4回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

---

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、2番 坂永委員、3番 野津田委員を指名します。よろしくお願いします。

---

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第18号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明ですが、前委員の担当ですので事務局から説明をお願いします。

【事務局（田淵）】 7月18日に貸付人、竹内委員、事務局、今回より久佐・河佐町地区を担当される井上委員にも立会いをお願いし、6名で現地確認を行いました。場所は河佐町の矢野原で、1年前に貸付人が所有権移転で承認を得た案件です。農地の空中に区分地上権を設定しようとする農地法第3条の申請です。周辺農地に支障はないため問題はありません。太陽光設備の下部に植栽するのは柵で、貸付人はよく勉強されているとのこと。ご審議のほどよろしくお願いします。以上です。

【議長】 ただ今の事務局の説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第18号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第18号は提案どおり許可妥当とします。

---

【議長】 続いて、議案第19号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第19号説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1から3を末宗委員お願いします。

【農8番 末宗委員】 場所は、世羅方面から上下に向かい矢多田トンネルを越えて左手にある橋を渡ったところです。以前も賃貸借等で〇〇と契約をさせていただいて1枚

の圃場として利用しています。今回正式に利用権設定とのことですので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

【議長】ただ今説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第31条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その議事に参加する事が出来ない。」とあります。番号1から3は末宗委員に関する事案ですので、議事に参与できません。

末宗委員は暫時退席をお願いします。

(末宗委員 退席)

【議長】それでは、先ほどの事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第19号は提案どおり承認することにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第19号は提案どおり承認とします。

(末宗委員 着席)

---

【議長】続いて、議案第20号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第20号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明ですが、番号1及び2は前委員の担当ですので、事務局から説明をお願いします。

【事務局（田淵）】7月18日に竹内委員、井上委員、事務局の5名で現地確認を行いました。番号1は、30年ほど前は田んぼとして耕作されていましたが、現在は維持管理をされているとのこと。高齢になり耕作や管理が難しくなったため譲受人に譲渡し、再生可能エネルギー発電所を作ることによって地域貢献を図りたいと考えておられるそうです。特に問題はございません。

番号2について、同日に貸付人、竹内委員、井上委員、事務局の6名で現地確認を行いました。営農型太陽光発電施設として転用は支柱部分のみとなります。太陽光発電をして災害時などの非常時に利用できる電源を確保したいと考えており、また、農業にも興味があるため両方を兼ね備えた営農型太陽光発電所の設置を計画したとのこと。排水の設備もよく側溝もあり、周辺に居宅はありませんでした。第2種農地の活用で10年間の一時転用とのことですが、下部の農地で柘を育て状況を報告するとのこと。以上です。

【議長】ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 20 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 20 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

---

【議長】 続いて、議案第 21 号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（田淵）】（議案第 21 号説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明ですが、前委員の担当ですので事務局から説明をお願いします。

【事務局（田淵）】 7月 14 日に前委員の栗根委員、事務局、新委員の檜崎委員、神田委員に立会いをお願いして 6 名で現地確認を行いました。場所は、土生保育所から北へ約 70m の老人集会所より西へ約 90m のところです。42 年前の航空写真によりますと、その当時既に埋め立てて舗装されており民家への進入路として使われていたことが見て取れました。所有者は遠方に住んでおり今回民家への進入路として登記を変更するとのことです。ガイドラインの基準による 20 年以上の経過を満たしており、周辺に農地もないため影響を及ぼすこともございません。問題はないと思われま。ご審議のほどよろしく申し上げます。以上です。

【議長】 ただ今の事務局の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第 21 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第 21 号は提案どおり承認とします。

---

【議長】 続いて、日程第 4 報告事項に入ります。報告第 9 号 農地法第 4 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第 9 号について報告）

【議長】 ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】 質疑なしと認めます。

---

【議長】 続いて、報告第 10 号 農地法第 5 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第10号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

---

【議長】続いて、報告第11号 農地転用（農業用施設）届出書について、事務局から報告してください。

【事務局（田淵）】（報告第11号について報告）

【議長】ただいまの事務局の報告についてご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】質疑なしと認めます。

これをもって本日の議事及び報告について終了とします。

---

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、8月25日（金）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 展示室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なし）

【議長】それでは、次回は8月25日（金）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 展示室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和5年7月25日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人